

令和 7 年 8 月 1 日
地域創生部
文化財保護課文化財活用係
電話：027-898-3548 内線：3548

群馬県指定文化財の指定について

令和 7 年 8 月 1 日（金）に、群馬県文化財保護審議会（会長 ^{とどころ} 戸所 ^{たかし} 隆）が開催され、群馬県指定重要文化財 2 件の新規指定が答申されました。

※詳細は次頁以降を参照

1 答申(新規指定)が行われた群馬県指定重要文化財

重要文化財 ^{つきよのじんじゃほんでん} 月夜野神社本殿 1 棟（新規指定）
重要文化財 ^{おおくにたまじんじゃほんでん} 大國魂神社本殿 1 棟（新規指定）

今回答申された文化財が指定された後の群馬県指定等文化財および群馬県登録文化財の件数は次のとおりです。

【群馬県指定等文化財】

種 別	重 要 有 形 文化財	重 要 無 形 文化財	重要有 形民俗 文化財	重要無 形民俗 文化財	史 跡	名 勝	天 然 記念物	選 定 保 存 技 術	選 択 無 形民俗 文化財	計
件 数	2 2 1	0	8	2 1	8 9	2	9 8	1	1	4 4 1

【群馬県登録文化財】

種 別	有 形 文化財	無 形 文化財	有 形 民 俗 文化財	無 形 民 俗 文化財	記念物	計
件 数	4	0	0	0	0	4

群馬県指定重要文化財（建造物）の新指定について

- ① 月夜野神社本殿 1 棟、大國魂神社本殿 1 棟が群馬県指定重要文化財（建造物）に新規指定されます。
- ② 月夜野神社本殿は寛政 4 年(1792)の建築で、彩色のある軒裏彫刻が特徴です。
- ③ 大國魂神社本殿は嘉永 4 年(1851)の建築で、素木造の軒裏彫刻が特徴です。

名 称・員 数	所在地の場所	所有者	指定基準
つきよ の じんじゃほんでん 月夜野神社本殿 1 棟 附 棟札 1 枚	みなかみ町月夜野1259-1	月夜野神社	(3) (5)
おおくにたまじんじゃほんでん 大國魂神社本殿 1 棟	中之条町中之条890	吾妻大國魂神社奉賛会	(3) (5)

※指定基準 第7号（建造物の部） (3) 歴史的価値の高いもの
(5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

（1）概要

【月夜野神社本殿】 一間社隅木入春日造
寛政 4 年(1792)建築。軒裏を彫刻板とし、彩色を施しているのが特徴。昭和 12 年(1937)に現在地へ移築。

軒裏に彫刻を施す社殿建築として、年代が明確なものでは県内最古。棟札から関与した大工等も判明している。

月夜野神社 本殿外観（写真提供：群馬県）

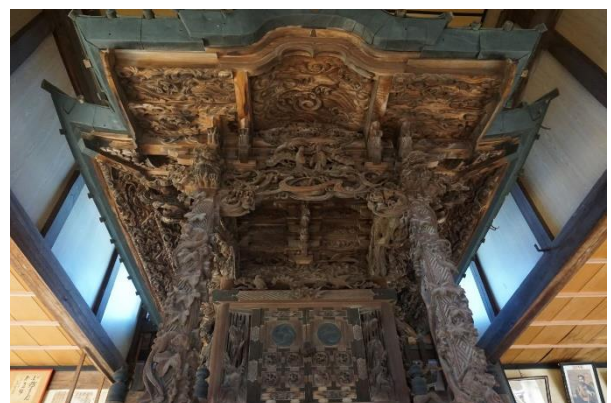


【大國魂神社本殿】 一間社入母屋造
嘉永 4 年(1851)建築。素木（しらき）造で軒裏を彫刻板としているのが特徴。

明治 43 年（1910）に英霊殿となり、戦後に大國魂神社と改称。

建物全体を精緻な彫刻でくまなく埋め尽くしている。ケヤキの木目を活かした軒裏の彫刻は圧巻。

大國魂神社 本殿外観（写真提供：群馬県）



令和 7 年度 群馬県指定文化財候補		指定種別	重要文化財（建造物）
名 称	月夜野神社（つきよのじんじゃ）本殿（ほんでん） 1 棟 附 棟札（むなふだ） 1 枚		
所在場所	みなかみ町月夜野 1259-1		
所有者	宗教法人 月夜野神社（みなかみ町月夜野 1259）		
概 要			
建築年代	寛政 4 年（1792）		
構造形式	一間社隅木入春日造、向拝一間、軒唐破風付		
規 模	正面（梁間 1 間）1.300m（4.29 尺）、側面（桁行 1 間）1.050m（3.47 尺）、向拝側面 1.050m（3.47 尺）		
大工棟梁	出雲正〔松岡出雲正増浮（松岡忠蔵）〕、柏木定吉、大河原惣吉（出雲正が棟梁、柏木・大河原は門弟、3 名とも榛東村新井）		
1）由来及び沿革			
月夜野神社は都（みやこ）神明宮と呼ばれ、明治 41 年（1908）に 21 社^{（1）}を合祀し改称した神社である。当本殿は月夜野（字洞）1541 の寿命院境内において寛政 4 年（1792）建造の吾妻谷神社本殿を昭和 12 年（1937）に移転を決定し移築したものと伝える^{（2）}。当社は寛政 4 年（1792）の棟札を残し、その主文は「奉再建立吾妻谷里宮一字」とある。一方、明治 3 年（1870）の主文が「奉鎮齊吾嬬谷大神橘姫命鎮座」の棟札（裏面に改称と記す）が 2 枚残されており、その 1 枚に「大峯山」と「奥社」を記している。これらから当本殿を建てた吾妻谷神社は当初大峯山に鎮座する吾嬬谷神社の里宮であったことが分かる。			
2）建物概要			
（1）位置・配置			
境内は県道 273 号〔小日向沼田線（旧・小日向土津沼田線）〕と県道 253 号〔後閑羽場線（旧・月夜野新治線）〕との交差点南西の高台のみなかみ町月夜野（字都）1259-1 に位置する。参道は東側の県道 273 号から石段で登る（木造鳥居 2 基）のと北側から入る（石造鳥居 1 基）2 カ所を設けている。東面して拝殿・幣殿・覆屋内の本殿からなる本社社殿、右手に拝殿と連なる社務所、その前の収納庫、神楽殿、そして本社社殿の左手後方に末社諏訪社^{（3）}が立つ。			
（2）構造形式			
当建物は拝殿・幣殿に接続する覆屋内に東面して鎮座する。高さ約 104cm の切石の 3 重基壇（下段高 42cm、中段高 40cm、上段高 22cm、）上に立ち身舎は亀腹を備える。一間社隅木入春日造妻入^{（4）}で側面は一間、向拝一間付。正面（梁間 1 間）1.300m（4.29 尺）、側面（桁行 1 間）1.050m（3.47 尺）、向拝側面 1.050m（3.47 尺）である。 屋根は瓦棒板葺で正面を軒唐破風とする。軒は二軒彫刻板、正側面の 3 方に刎高欄付の切目縁を廻し、脇障子を置く。階は木階五級・逆蓮柱の登り高欄とし、浜縁を備える。 柱間装置は正面に棧唐戸、その両脇及び側・背面は板張の外側に彫刻を嵌め込む。身舎は軸部を円柱を土台立てとし、腰長押（縁下）^{（5）}、切目長押（縁長押）、腰長押（棧唐戸、下）、内法長押、頭貫で固め、組物は三手先（尾垂木付）、腰組は二手先とする。軒下・軒支輪は彫刻板。妻飾は背面を二重虹梁・彫刻嵌込、正面を虹梁・彫			

刻嵌込の複合式とする。なお、内部の建築仕様については未調査のため不明。

向拝柱は下部を胡麻殻決り、その上の中間部は面を几帳面とし菱文を背景に梅の浮彫をあしらい、上部は面を糸面とし彫刻を施さない⁽⁶⁾。正面は象鼻付の水引虹梁、側面は獅子鼻付の海老虹梁で身舎と繋ぎ固める。組物は連三斗積上(二段)変形とする。

彩色は彫刻部に限られ、他は櫓の素木造とし、両者が混在する。組物(二重尾垂木の上段を除く)、身舎と脇障子の柱、海老虹梁は素木仕上、また向拝柱と長押は浮彫⁽⁷⁾部を部分的に採色するが、ほとんどは素木仕上とする。

彫刻を見ると、虹梁に線条彫(刻線彫)、向拝柱・虹梁・頭貫などに地紋彫、大羽目・腰羽目・扉脇・脇障子などに透彫の高肉彫、木鼻・尾垂木(二重の上段)などに丸彫を施し、軒裏・天井支輪に彫刻板を嵌め込む。次項に装飾の詳細を記す。

(3) 装飾の詳細

当建物において彫刻が施されている部位、その彫刻の題材とともに彩色の有無、等について記す。なお、左右は正面から見た位置を示す(右側面は北面、左側面は南面)。

・柱

身舎～彫刻なし。柱頭に彩色で金襴巻を施す。

向拝～下部を胡麻殻決り、その上の中間部を几帳面とし菱文を背景とし梅の浮彫(梅のみに彩色あり)、最上部は面や彫刻はなし。梅の浮彫以外は素木。

脇障子～地紋彫なし〔笠木・下杵(二重)も同様〕

・梁

身舎 妻飾虹梁～二重の下部のみ線条彫の唐草絵様(若葉のみ)

向拝 水引虹梁・海老虹梁～線条彫の唐草絵様〔黒色、若葉は波、表面のみ地紋彫(紗綾文)〕

軒唐破風虹梁～線条彫の唐草絵様(黒色、地紋彫なし)

・頭貫～算木菱文変形の地紋彫

・長押～彫刻なし、内法長押のみ中央部に彩色

・壁面

大羽目(彩色あり) 右側面 松竹に巖上の鷹

背面 雲に鳳凰

左側面 竹梅に猛禽

腰羽目(彩色あり) 右側面・背面・左側面とも上段は波と雲と犀、下段は波

頭貫上部～正面と背面は彫刻とせず彩色画、側面はそれぞれに蓑股2つを置く

切目長押と腰長押の間～正面は雲、左右側面は雲、背面は雲と水に兎

正面扉脇～栗鼠に葡萄(左右)

向拝 階下部～彫刻なし

浜縁～彫刻なし

向拝と身舎接続部～彫刻なし

・脇障子(彩色あり、柱・笠木・二重の下杵は素木)

右～瓢箪から駒を出す仙人張果老⁽⁸⁾

左～鉢から龍を出す仙人陳南⁽⁹⁾

下部～波

上部～なし

・組物

向拝 彫刻なし(素木)

身舎 尾垂木上段は晨(丸彫、彩色あり)、下段は線条彫(黒色、渦と若葉の唐草絵様、素木造)

腰組 持ち送り(波と菊、彩色あり)

・中備

向拝水引虹梁上部～雲紋に麒麟⁽¹⁰⁾（彩色あり）

身舎・向拝唐破風～彫刻嵌込（彩色あり）。

※現在は身舎に墓股（本墓股）は見られないが、取り外されたもの⁽¹¹⁾が大床上に1つ保管されている（両側面4カ所の小壁板に痕跡が窺える）。

・手挟～なし

・木鼻（丸彫、彩色あり）

向拝～獅子（正面）、象（側面）

身舎～獅子

・軒裏（彫刻板、彩色あり）

向拝唐破風部～波と雲に飛龍、その他の向拝部は波と雲

身舎～4面ともに波と雲に龍

・支輪

軒～波と紅葉、波と雲

腰～波と雲

・妻飾

向拝唐破風～虹梁・彫刻（透彫）充填の複合式

身舎主棟 正面～算木文の地紋彫、線條彫の唐草絵様を施した虹梁の上部に透彫の彫刻嵌込
背面～線條彫の唐草絵様（渦と若葉）の二重虹梁〕・彫刻充填式

・鏝（かざり）金具 使用していない

（４）建造年代と工匠

棟札より建造年代は寛政4年（1792）、大工棟梁は群馬郡新井村（榛東村新井）の出雲正、柏木定吉、大河原惣吉の3名であることが分かる。出雲正は松岡出雲正増浮（松岡忠蔵）である。松岡は当本殿の他、音昌寺本堂〔片品村越本、天明3年（1783）〕、玄棟院本堂〔渋川市白井、天明8年（1788）〕、木曾三社神社本殿〔渋川市北橘町、寛政6年（1794）〕、武尊神社社殿〔川場村川場湯原、享和4年（1804）〕などを棟梁として手掛ける。また、松岡の居住地である新井村は阿佐見出羽藤原光命（阿佐見幸助）、阿佐見出羽光金（阿佐見出羽2代目）、松岡出雲正藤原富盛（松岡出雲2代目）など、大工を輩出する県下有数の地区である。なお、彫物師⁽¹²⁾は現時点では不明である。

（５）その他（修理履歴・文化財指定等）

修理の記録、伝承を残していない。

なお、昭和59年（1984）7月1日には月夜野町（現：みなかみ町）の重要文化財に指定されている。

○（附）棟札1枚

寛政4年（1792）10月27日 主文「奉再建立吾妻谷里宮一字」⁽¹³⁾

総高632mm、肩高617mm、上幅215mm、下幅215mm、厚12mm、杉材

注

(1)参考文献①による。

(2)参考文献④による。

(3)一間社流造。簡素な造りで木鼻の形状と円形でよく巻き込んだ唐草絵様の渦、水引虹梁上部の墓股の巻き込んだ脚、向拝の水平の繫虹梁など、17世紀前期に遡る細部様式を呈する。管見だが町内における現存最古級の神社本殿建築と推察する。

(4)切妻造・妻入の母屋の正面に向拝を付けたもの。そのうち身舎と向拝軒の取合部に隅木を入れたものを隅

木入春日造と呼ぶ。

- (5)腰長押は壁の中間や、窓の下端等腰の部分に取付ける部材をさす。一方、地長押と呼ぶ長押があるが、これは柱の最下部をつないだ長押で地覆（じふく）長押といわれる。時代を遡ると柱が礎石建てで地覆長押を用いるが、時代が下ると土台建てとなり、大床（縁）の間に長押を入れるようになるが、この呼称は建築用語辞典においても出てこず、定まっていない。ことから筆者は大床（縁）上下を区別して、それぞれ腰長押（棧唐戸下）と腰長押（縁下）と区別する。
- (6)向拝柱上部は几帳面のみで浮彫を施していないため、身舎柱上部の金襴卷と同様に見える。
- (7)材表面に題材が浮かび上がるように周囲を彫るもの。より厚みをもたせ立体感を強調したものは高肉彫（あつにくぼり）（厚肉彫（あつにくぼり））と呼ぶ。
- ・地紋彫～表面に連続幾何学模様を浅く刻んだもの。
 - ・線条彫（刻線彫）～題材の輪郭を線（線の陰刻）で彫る。
 - ・透彫（すかしぼり）～題材の余白となる部分を彫り抜いて輪郭を表現するもの。
 - ・箆彫（かごぼり）～部材を箆状に彫り抜いて、内部まで立体的に表現するもの。
 - ・丸彫～材を題材の実物の形通り立体的に彫るもの。
- (8)駒は馬または子馬のことで、瓢箪から馬が出るような、意外な所から意外な物が出ること。冗談や誤解で言ったことが実現してしまうことのたとえ。
- (9)陳南は早魃の際に雨を降らせたという仙人。龍と雨は関係が深く水中に棲んでいて、雨を降らせるなど水をつかさどる存在とされている。
- (10)たてがみがあり龍馬とも考えられるが、麒麟は獣類の長、鳳凰は鳥類の長で対に用いることがあり、背面が鳳凰であることや、足が単蹄でなく偶蹄、角が2本でなく1本であることなどから麒麟と推察する。
- (11)その墓股は彩色を施し内部彫刻（瓜を喰む鼠）は脚（杵）から飛び出ている。「瓜を喰む鼠」という題材については、13世紀宋末元初の銭舜舉による「群鼠喰瓜」があり、日本では明治期の河鍋曉斎による「瓜に鼠図」がある。なお、日本では、一般的に瓜は甜瓜（まくわうり、真桑瓜）とされ、瓜と鼠の組み合わせは食欲と欲望、生と死を象徴していると言われている。
- (12)出雲正〔松岡出雲正増浮（松岡忠蔵）〕が関わった享和4年（1804）の（川場湯原）武尊神社社殿の彫物師は花輪（みどり市東町）の星野慶助藤原配興である。大工と彫物師はペアを組むことも多いことから、花輪の星野一派の彫物師の関わりを推察する。今後の調査研究を待ちたい。
- (13)里宮と記す棟札は珍しい。棟札の形態には長方形の角型と上部の角を切り落とし山形（三角形）とする尖頭型がある。当棟札は頂部山形の2つの断面はそれぞれ水平でなく、表から見て右側は手前へ、左側は向こうへ少し傾斜させている。

参考文献

- ①『桃野村誌一月夜野町誌 第一集』月夜野町町史編纂委員会、昭和36年（1961）12月5日
- ②『桃野村誌一復刻一』月夜野町教育委員会、昭和47年（1972）5月20日
- ③『重要文化財 新勝寺三重塔修理工事報告書』新勝寺、昭和59年（1984）3月
- ④『月夜野町史』月夜野町町史編さん委員会、昭和61年（1986）1月27日
- ⑤『榛東村誌』榛東村、昭和63年（1988）6月20日
- ⑥『松本市重要文化財 旧念来寺鐘楼調査報告書』松本市教育委員会、平成22年（2010）3月31日

3)指定理由

①町の信仰を集めランドマークになっている

当神社は明治41年（1908）に21社を合祀した旧村社で、月夜野地区の信仰を集め地域のランドマークになっている。

②神社本殿建築の年代判定の指標となる建物である

群馬県の神社本殿の装飾化の発展過程をみると、江戸初期は中世までの流れを引き継ぎ、軒下の彩色に留まっていたのが、中期に入ると壁面まで彩色が及び、後期に入ると基壇が高くなり彩色と彫刻が床下や軒裏にまで及ぶ。一方、19世紀に入ると彩色なしの素木造が増える傾向が窺える。当建物は建造年代が明かであり、彫刻による本殿の装飾の発展過程を示し年代判定の指標となる建物である。

③軒裏を彫刻板とする年代が明かな神社本殿建築において、群馬県最古である

軒裏を垂木でなく彫刻板とする建物は、管見であるが、当建物のほか群馬県内には烏子稲荷神社本殿〔高崎市上小埜町、18世紀後半、素木造、市重文〕、赤岩神社本殿

〔中之条町赤岩、文政2年（1819）、彩色あり〕、稻荷神社本殿〔沼田市善桂寺町上原、嘉永5年（1852）、彩色あり〕、大國魂神社本殿〔中之条町、嘉永4年（1851）、素木造、町重文〕、の4棟を現在確認している。当建物はこの中で建築年代が明らかな遺構の中で最古である。

最も新しい大國魂神社本殿と比較すると、軒は彫刻板であるが、他の建築部位を見ると、海老虹梁の唐草絵様は線條彫の渦と若葉、組物の尾垂木は角材、彫刻は地紋彫や高肉彫をみるが、まだ籠彫・丸彫など見られず、18世紀末期に多く見る細部様式を呈している。当建物は軒裏を彫刻板とする神社本殿建築の装飾化の過程を知る上で貴重な遺構である。

なお、軒裏を彫刻板とする建物として、今まで全国的によく知られていたのが正徳2年（1712）の新勝寺三重塔（国重文、千葉県成田市）である。しかし、参考文献③・⑥によれば旧念来寺鐘楼（長野県宝、長野県松本市）は宝永2年（1705）であり、既往研究による18件（新勝寺三重塔、念来寺鐘楼を含む）からみて最古級であると記している。また、同文献によれば厨子や模型を除くと多くは寺院建築の塔・鐘楼・経蔵などであり、神社建築としての最古は文政6年（1823）頃の春日神社本殿（山梨県鳴沢村）としている。これらからみて管見であるが、当本殿は全国的にも注目すべき遺構といえよう。今後、軒裏を彫刻板とする建物の全国把握のための調査研究が望まれる。

〔指定基準〕

群馬県指定重要文化財の指定基準第7号の（3）（5）に該当する。

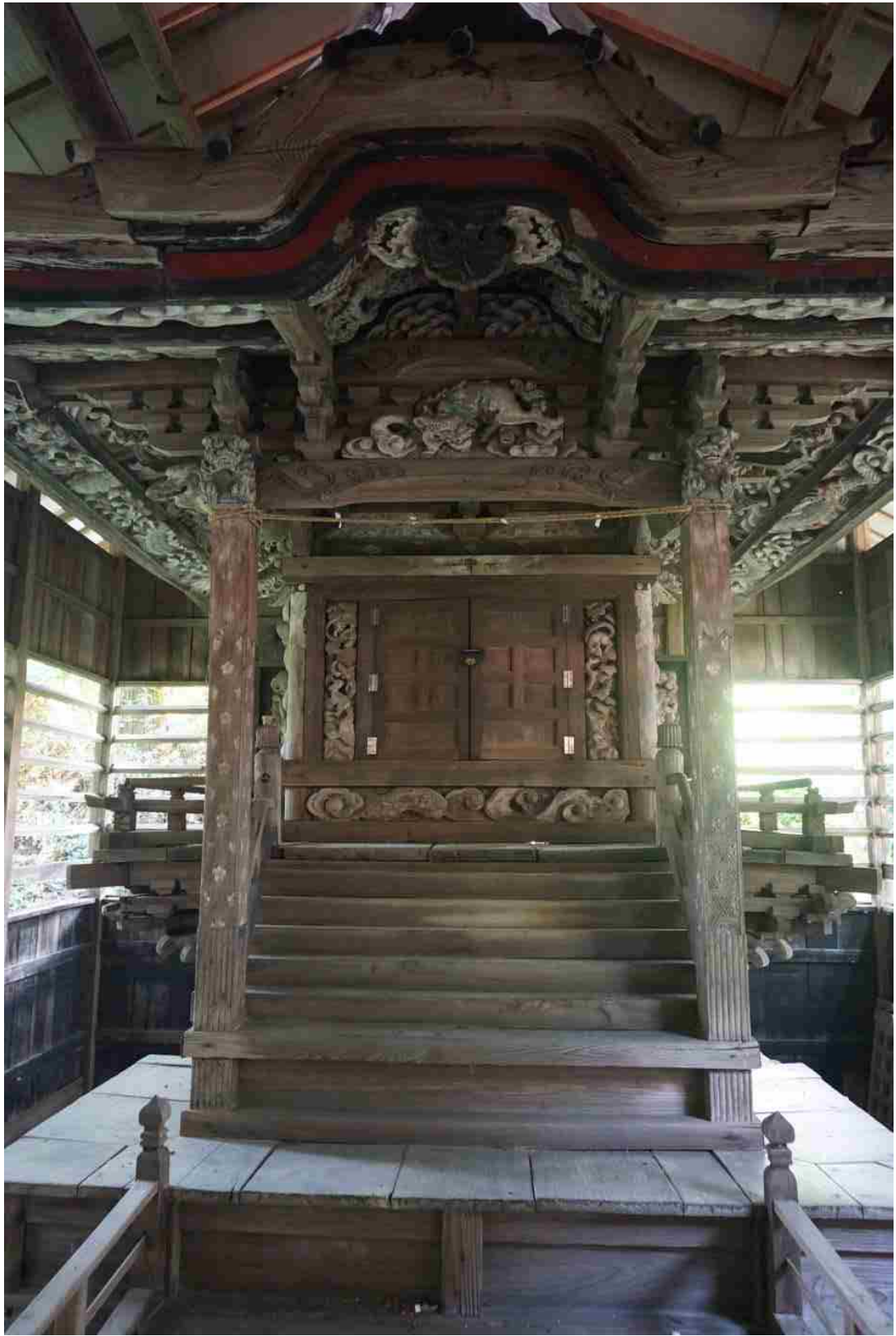
第1 群馬県指定重要文化財の指定基準

7 建造物の部

（3）歴史的価値の高いもの

（5）流派的又は地方的特色において顕著なもの

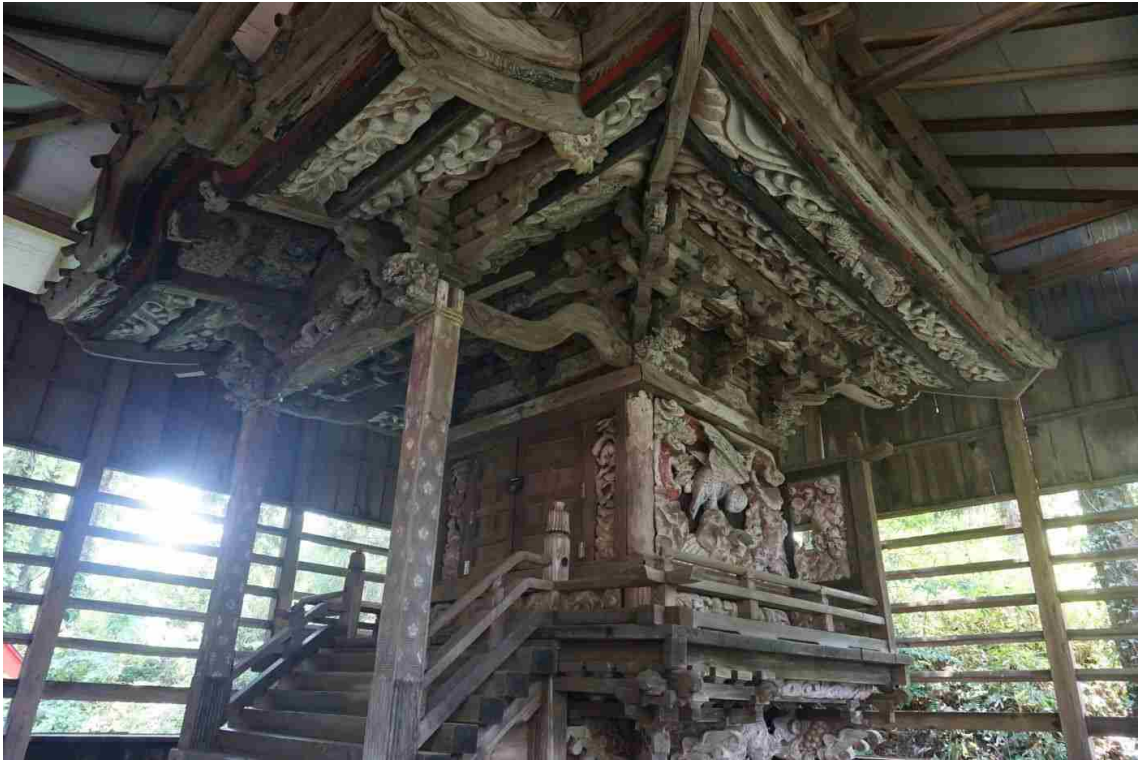
本所見は群馬県文化財保護審議会 建造物専門部会長の村田敬一が作成し、建造物専門部会での調査・協議により修正・加筆を行った。



本殿 全景



本殿 全景（背面）



本殿上部 正面



向拝装飾



大羽目彫刻（南側面）



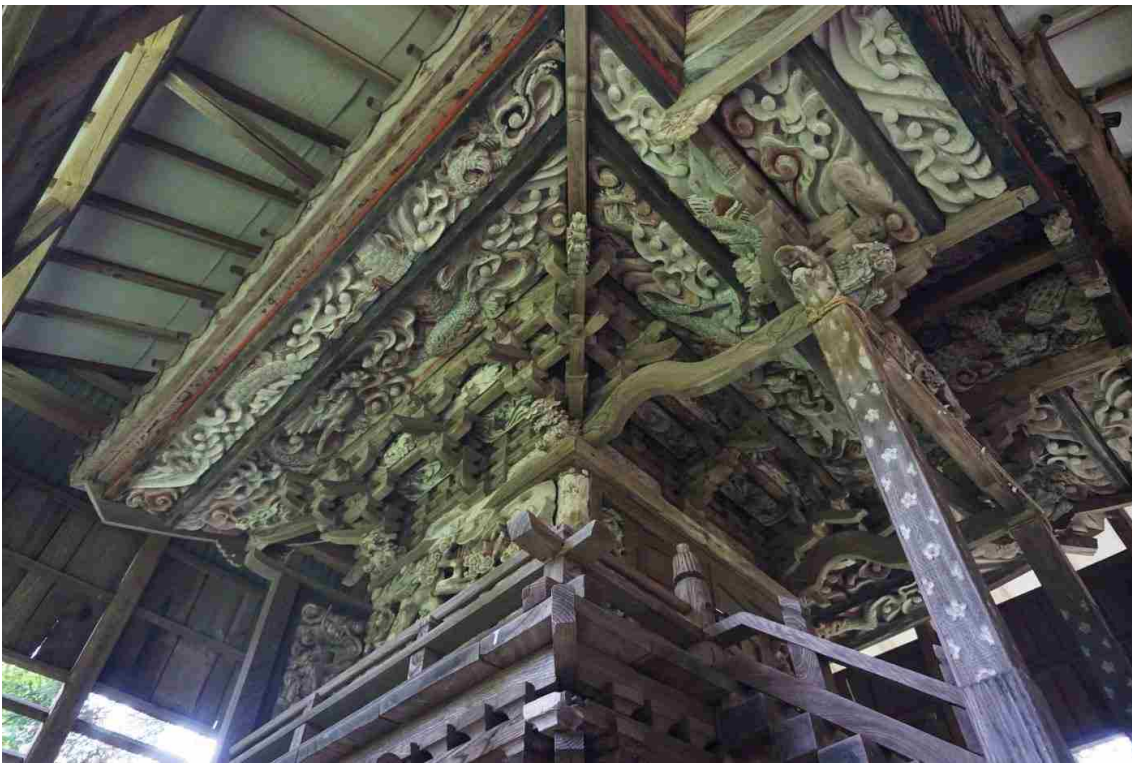
大羽目彫刻（北側面）



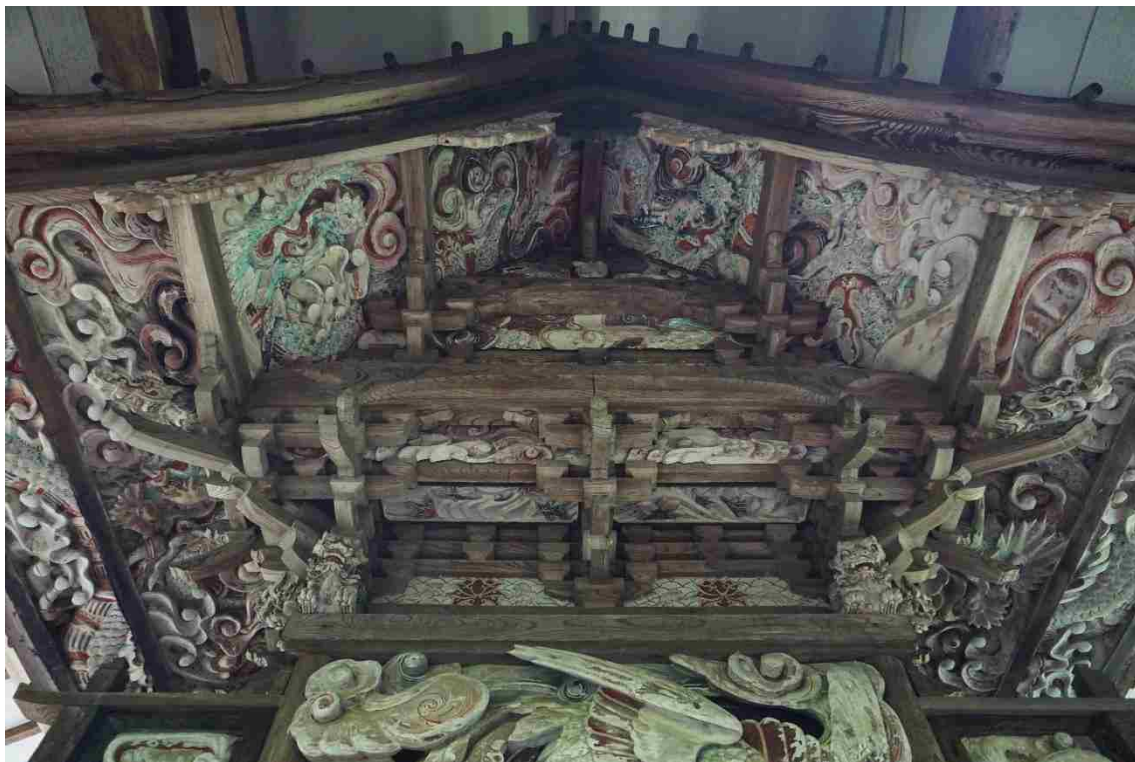
大羽目彫刻及び腰羽目彫刻（背面）



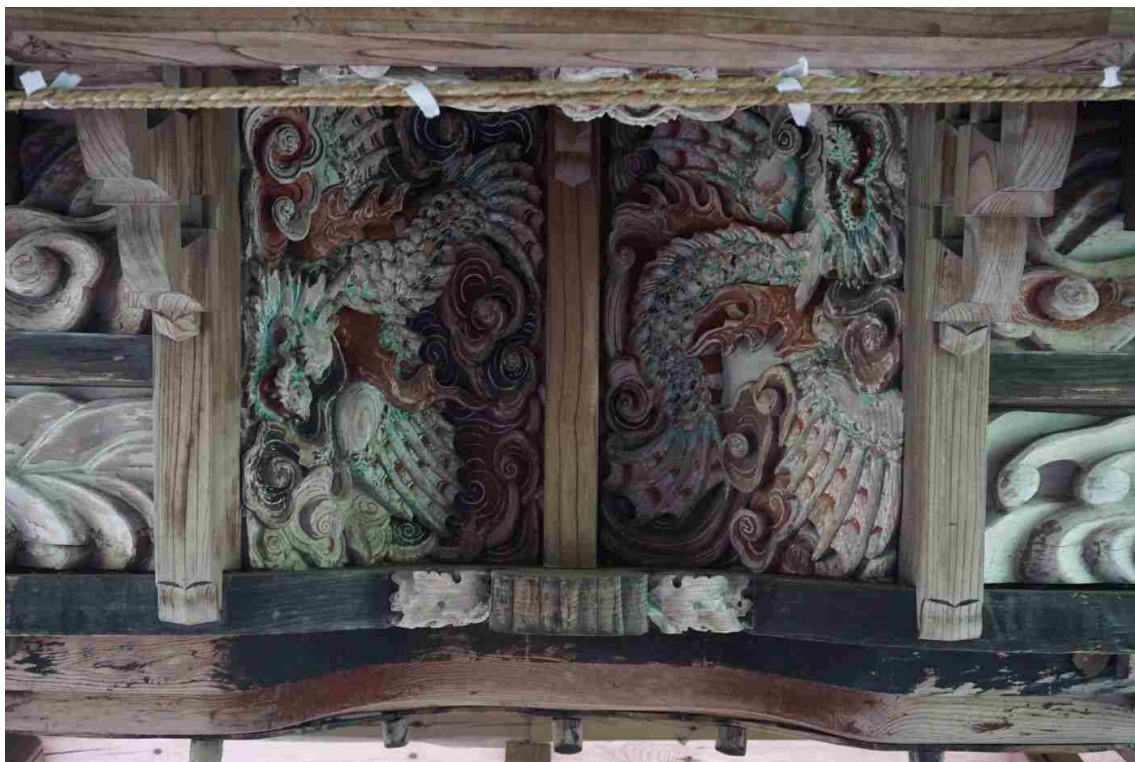
北側面上部及び南側面下部



軒裏彫刻（南側面）



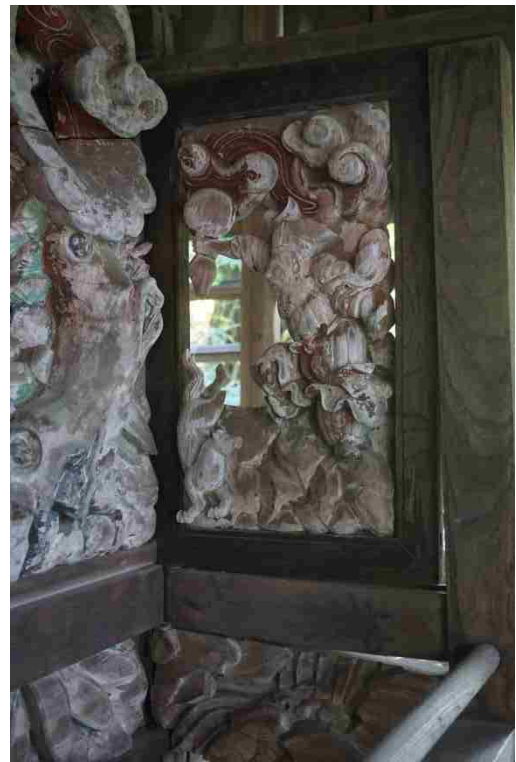
組物及び軒裏彫刻（背面）



向拝軒裏彫刻



組物及び軒裏彫刻（南側面）



脇障子（南側：陳南、北側：張果老）



海老虹梁（北側面）



向拝木鼻彫刻



千鳥破風裝飾



【参考】本殿覆屋（左側）及び拝殿（右側）

南無本覺法身本有架鼻怛增摩護摩道

寬跡四姓歲十月廿七日
群鳥羽新詩持
大德寺講堂

全錄
出雲正
相天定告

天下太平萬民豐樂咸亨繁榮

顯主 行者道龍
烈當 壽命元

不空一切智皆賢諸佛皆威德
又曰
字圓王
奉再奉之吾妻谷里宮二字
藏之
羅遠斯獲斯誠實言願我成吉祥

総高 632mm、肩高 617mm、上幅 215mm、下幅 215mm、厚 12mm、杉材

本殿棟札（裏）



(キリーク)
阿弥陀如来



(サ)
観音菩薩

寛政四子
歳十月廿七日

大工棟梁
群馬郡新井村

出雲正
柏木定吉

大河原惣吉



(サク)
勢至菩薩

天下泰平万民豊樂氏子繁荣

別当

壽命院

實雄

願主

行者道龍

南無本覚法身本有如来自性心壇内護摩

場

道

本殿棟札（表）



(バン)
大日如来

(キリーク) (マ) (オン) (カ) (タラーク)

(ダ) (ウン) (不詳) (不詳) (ザラ)

(バ) (サク) (ウン)

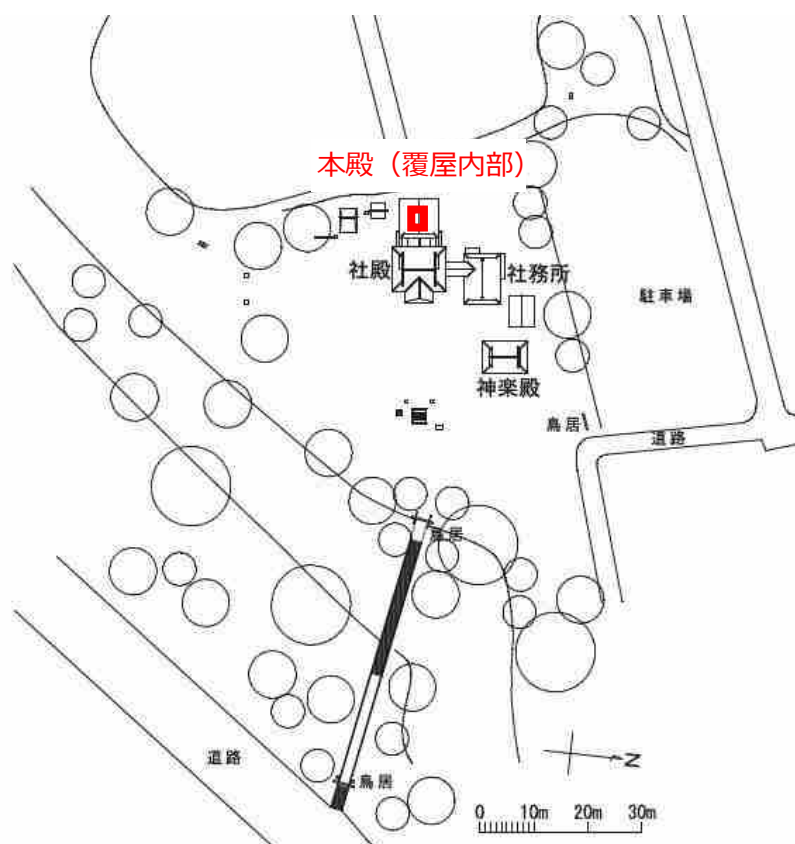
一切日皆善一切宿皆賢諸佛皆威徳

奉再建立吾妻谷里宮一字

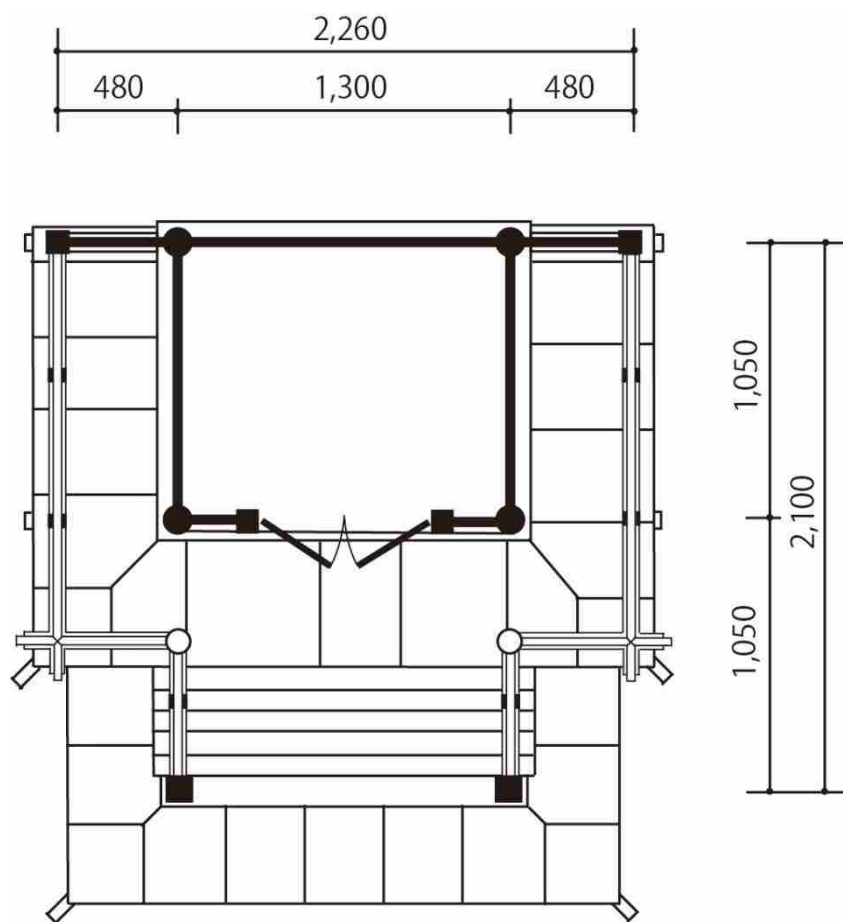
羅漢皆断漏以斯誠實言願我成吉祥



月夜野神社 位置図



月夜野神社 境内図



月夜野神社 本殿 平面図

令和 7 年度 群馬県指定文化財候補		指定種別	重要文化財(建造物)
名 称	大國魂神社（おおくにたまじんじゃ）本殿（ほんでん） 1 棟		
所在場所	中之条町中之条 890		
所有者	吾妻大國魂神社奉賛会（中之条町西中之条 183）		
概 要			
建築年代	嘉永 4 年（1851）		
構造形式	一間社入母屋造、正面千鳥破風・軒唐破風付、向拝一間		
規 模	正面（桁行）0.955m(3.15 尺)、側面（梁間）0.838m（2.765 尺）、向拝側面 0.852m（2.81 尺）		
大工棟梁	田村若狭喜之〔吾妻郡四万村（中之条町四万）〕		
1) 由来及び沿革			
大國魂神社は英霊殿とも呼ばれている。遡ると市神の天王宮⁽¹⁾、明治 10 年（1877）諏訪神社に配祀し須賀神社と改称⁽²⁾、弥栄社、中条明神とも称する。明治 42 年（1909）4 月 15 日に村社である伊勢宮へ合祀された⁽³⁾。明治 43 年（1910）には中之条町の田村喜八・中澤要八・小山文次郎・小野塚熊吉の 4 名が買付けて町に寄付、以後吾妻郡英霊殿として日清日露の戦没者英霊を祭神とする。その後、大正 12 年（1923）に吾妻の西部地区である長野原町に「西宮」を建立（以後、吾妻の東部地区である中之条町の英霊殿を「東宮」と呼ぶ）。以来東宮と西宮とが一年交代で大祭を実施。敗戦後は大國魂神社と改称し、吾妻大國魂神社奉賛会がその運営に当たり現在に至る⁽⁴⁾。 大國魂神社の始まりとなった天王宮は市場の神（市神）で天正期に伊能新左衛門が越後六日町の天王宮を勧請したと伝える。中之条町は河原宿（中条町）から長岡宿（中条町）を経て現在の王子原に移転している。長岡宿の時代、天王宮は町の中央の天王塚（八坂塚）に祀られ、真田昌幸が社殿を寄進、王子原移転後は上ノ町用水上（現在地）に真田信澄が再建、弘化元年（1844）4 月 29 日焼失後、嘉永 4 年（1851）4 月に建て替えたのが現本殿である⁽⁵⁾。〔後述の「2）の（4）建造年代と工匠」参照〕			
2) 建物概要			
(1) 位置・配置			
境内は旧四万街道（国道 353 号線）と中之条東吾妻線（県道 58 号線）の交差点より東へ約 75m、参道より北へ上った高台の中之条町中之条 890 に位置する。大凡 4 m の石積で造成された土地で南面して社殿が建ち、本殿はその中に南面して鎮座する。中之条町役場からも程近く、境内は町民に開放され憩いの場になっている。			
(2) 構造形式			
当建物は覆屋⁽⁶⁾内に南面して鎮座する。高さ約 80cm の切石基壇上に立ち身舎は亀腹を備える。一間社入母屋造平入で側面は一間、向拝一間付。規模は正面（桁行）0.955m(3.15 尺)、側面（梁間）0.838m（2.765 尺）、向拝側面 0.852m（2.81 尺）である。 屋根は銅板葺で正面千鳥破風・軒唐破風付。軒は二軒彫刻板。正側背面の 4 方に擬宝珠高欄付の切目縁を廻し、脇障子を置く。階は木階五級で浜縁を備える。柱間装置は正面に棧唐戸、その両脇及び側・背面は板張の外側に彫刻を嵌め込む。 身舎軸部は円柱を土台立てとし、腰長押（大床下）、切目長押（縁長押）、腰長押（棧唐戸下）、内法長押、頭貫で固め、組物は三手先（尾垂木付）、また腰組も三手			

先とする。大床下の腰壁面最上部に小斗（巻斗）を連続的に配置する。軒支輪は彫刻板支輪。妻飾は大斗肘木・虹梁・彫刻嵌め込みの複合式とする。

内部は一室空間とし、床は板張の上に薄縁敷、壁は縦板張、天井は棹縁天井、彩色はせず素木造とする。

向拝は柱を几帳面とし地紋彫⁽⁷⁾（三枘菱文）を背景とし浮彫の栗鼠と葡萄であしらひ、正面は猿鼻付の水引虹梁（頭貫）、側面は獅子鼻付の海老虹梁で身舎と繋ぎ固める。組物は連三斗積上（二段）変形。

総檨造りで細部の一部に彩色を施すが、全体的には素木造とする。彩色は木鼻の獅子・尾垂木の龍、蜃などの口（赤色）や眼（金泥・黒色）、長押や縁葛に見る浮彫の牡丹（赤色）などに限られる。

彫刻を見ると、実肘木に線条彫（刻線彫）、長押・階の見付向拝柱や頭貫の浮彫の地・手挟・菖蒲桁などに地紋彫、向拝柱・長押・頭貫・手挟（内側）などに浮彫、中備・手挟（外側）などに透彫、大羽目・腰羽目・脇障子などに透彫の高肉彫、海老虹梁・木鼻・尾垂木など丸彫を施し、軒裏・軒支輪・腰支輪などに彫刻板を嵌め込む。次項に装飾の詳細を記す。

（３）装飾の詳細

当建物において彫刻が施されている部位、その彫刻の題材・技法とともに彩色の有無、等について記す。なお、左右は正面から見た位置を示す（右側面は東面、左側面は西面）。

・柱

身舎～彫刻なし。

向拝～几帳面の面取り。背景を三枘菱文の地紋彫を背景とし葡萄と栗鼠の浮彫

脇障子～紗綾文の地紋彫〔笠木・下杵（二重）は算木紋〕

・虹梁

向拝 水引虹梁～波と亀 海老虹梁～龍（眼・口に彩色）

水引虹梁の持送り（手肘木）～波と千鳥

千鳥破風～算木紋の地紋彫、唐草絵様（渦と若葉、線条彫）

・頭貫 紗綾文の地紋彫を背景とし唐草と牡丹（赤色）

・長押 紗綾文の地紋彫を背景とし中央部に牡丹

・壁面

大羽目 右側面 唐子遊び〔花合（はなあわせ）～子どもを抱いた母が見える〕

背面 松・雲・水を背景に唐子遊び（合奏～獅子と太鼓等が見える）

左側面 松・雲・水を背景に唐子遊び〔鶏合（とりあわせ）～鳥を抱く姿が見える〕

腰羽目 右側面 上段は松に唐子遊び（竹馬遊び）、下段は波に海馬

背面 上段は唐子遊び（獅子舞）、下段は松を背面に波と海馬

左側面 上段は桜に唐子遊び（題材不詳）、下段は波に海馬

頭貫上部～正面・側面・背面とも松に鷹

切目長押と腰長押間の間～波に犀（正面、左右側面）

正面扉脇～鯉の滝登り

向拝 階下部～波に水鳥〔千鳥か〕（正面、左右側面）

浜縁～波に犀（正面、左右側面）

向拝と身舎接続部～流水に亀（左右側面）

・棧唐戸 棧唐戸の方立て～紗綾紋の地紋彫（脚・頭・中間に八双金物を付ける）

上部綿板～円形巴紋の鍔金物

中間部（四分割）～円形の水紋の浮彫

下部綿板～牡丹の浮彫

・脇障子

右～黄石公⁽⁸⁾（橋上で馬に乗り張良に渡す兵書をもつ老人）背景は波に松

左～張良（水上で龍に乗り、履をもつ男）背景は波に松

上部～龍（眼・口に彩色）

下部～波

・組物

向拝 菖蒲桁を支える肘木が波の透彫

身舎 尾垂木上段は龍、下段は獺の丸彫（いずれも眼・口に彩色）

隅尾垂木上段は蜃、中段は龍、下段は象の丸彫（いずれも眼・口に彩色）

腰組 持ち送り（桜と鷺）

・中備

向拝 老爺・老婆・鶴・亀・松の「高砂」（亀は水引虹梁の透彫内にも見る）

身舎 波に鶴

・手挟 外側は牡丹の透彫、内側は算木文を背景とし唐草絵様の浮彫

・木鼻

向拝 獅子（正面）、獺（側面）（いずれも眼・口に彩色）

身舎 獅子（いずれも眼・口に彩色）

・軒裏 波と雲（身舎・向拝とも）

・支輪

軒 波、波と菊など

腰 なし

・妻飾

向拝唐破風 猩々（しょうじょう）⁽⁹⁾

千鳥破風 懸魚に隠れて把握できず

身舎主棟 線条彫の唐草絵様（若葉と渦が一体化）の虹梁
その上部の状況は懸魚に隠れ把握できず

・鋳（かざり）金具（屋根を除く）

長押の出隅（入八双）、棧唐戸の方立て（入八双）・棧（入八双）・上中下に分割した上部綿板の鋳金物（巴紋）、大床高欄の擬宝珠、向拝階の段木の両側面（巴紋）

（４）建造年代と工匠

建造年代は町所蔵古文書『諏訪神社取調表』〔明治 10 年（1877）7 月〕に綴られた『須賀神社寶物古器物古文書目録』の棟札の項に「弘化元年甲辰四月三十日焼失 旧書類悉皆焼失 嘉永四年辛亥四月再建 棟梁当国吾妻郡四万村田村若狹喜之」とあること、及び彫刻を多用し建物の軒裏にまで施し、建築の彫刻というよりは彫刻の建築の外観を呈する建築様式から、古文書の棟札の記述の通り嘉永 4 年（1851）とみてよい。しかし、現時点では棟札の所在を確認できていない。

一方、大工棟梁も古文書の棟札の記述の通り田村若狹喜之（古文書の「狹」は「狭」と判断する）とみてよい。田村若狹喜之は当建物の他、顕徳寺観音堂〔東吾妻町原町、嘉永 5 年（1852）、田村若狹喜之と名乗る〕、沼田市中町の須賀神社本殿〔沼田市中町、嘉永 7 年（1854）、田村若狹正源喜之と名乗る〕などの棟梁として関わっている。なお、彫物師⁽¹⁰⁾は現時点では不明である。

（５）その他（修理履歴・文化財指定等）

当神社は修理に関する記録、伝承を残していない。現状を見る限り建造後修理を行っていないと推察する。

なお、平成 6 年（1994）12 月 1 日年には「旧須賀神社本殿」の名称で町重要文化財に指定されている。

注

- (1)『中之条町誌 第 1 巻』の中之条町宿駅の変遷より。
- (2)須賀神社に改称 『神社明細牒』〔明治 10 年（1877）7 月 12 日〕に綴られた須賀神社の由緒欄、及び『諏訪神社取調表』〔明治 10 年（1877）7 月〕のに綴られた『社地改称御願』〔明治 10 年（1877）8 月 5 日〕による。なお、『社地間敷取調書上帳』〔明治 3 年（1870）12 月〕によれば、須賀神社への改称は明治元年（1868）9 月とあるが、『神社明細牒』と『社地改称御願』による明治 10 年が妥当と考える。なお、『中之条町誌 資料編』には『社地間敷取調書上帳』より現建物の建造経緯と建造年代、『社地改称御願より諏訪神社境内を須賀神社へ改称することを記している。
- (3)『中之条町誌 第 1 巻』の中之条町宿駅の変遷より
- (4)英霊殿の創建から現在の大國魂神社に至る経緯は本殿内に安置されている『吾妻英霊殿創建祝簡』〔明治 44 年（1911）11 月 20 日〕と『吾妻大國魂神社東宮覆屋屋根葺替之攷』〔平成 5 年（1993）4 月 20 日〕の木札 2 枚に詳しく記されている。
- (5) (1)と同じ
- (6)『須賀社上屋建築費割合帳』〔明治 44 年（1911）12 月〕・『須賀社普請費明細帳』〔明治 44 年（1911）8 月より 15 年 3 月〕・『須賀社普請費人足表』〔明治 44 年（1911）9 月 13 日〕より、明治 44 年建造であることが明かである。なお、建物名称は「上屋」としている。覆屋内の掲額『吾妻大國魂神社東宮覆屋屋根葺替之攷』〔平成 5 年（1993）4 月 20 日〕より、現在の銅板は平成 5 年（1993）の改修によるものであると分かる。
- (7)地紋彫は表面に連続幾何学模様を浅く刻んだもの。その他の技法は次の通り。
 - ・線条彫(刻線彫)～題材の輪郭を線(線の陰刻)で彫る。
 - ・浮彫(うきぼり)～材表面に題材が浮かび上がるように周囲を彫るもの。より厚みをもたせ立体感を強調したものは高肉彫(あつにくぼり)(厚肉彫(あつにくぼり))と呼ぶ。
 - ・透彫(すかしぼり)～題材の余白となる部分を彫り抜いて輪郭を表現するもの。
 - ・籠彫(かごぼり)～部材を籠状に彫り抜いて、内部まで立体的に表現するもの。
 - ・丸彫～材を題材の実物の形通り立体的に彫るもの。
- (8)中国秦代の仙人・黄石公と、前漢の劉邦に仕えた軍師・張良の逸話を表したもので、左右合わせて一つの図柄。絵画、建築・山車彫刻の題材としてよく用いられる。
- (9)猩々は人の言葉が話すことができ、酒と履物を好むとされ、赤い長髪で酒好きの中国に伝わる想像上の生き物。雌は柄杓を持ち酒に酔う様子、雄は酒壺から大盃に注がれた酒をのみ酔う様子を表すのがよく用いられるモチーフ。日本では室町時代に作られた謡曲「猩々」を通じて知られ福の神とされている。
- (10)現時点では棟札の所在が明かでないこと、彫刻裏面の銘の有無について未調査なことからやむを得ないといえよう。一方、田村若狭喜之が関わった須賀神社本殿〔沼田市中町、嘉永 7 年（1854）〕の彫物師は棟札より沼田下之町の関安太郎正義であることが分かる。大工と彫物師はペアを組むことも多いこと、また沼田住で地理的に近いことから関安太郎正義の関わりを推察する。今後の調査研究を待ちたい。なお、関安太郎正義は榛東村山子田の（宿）稲荷神社拝殿〔元治元年（1864）〕、榛東村新井の大山祇神社本殿〔19 世紀中期〕の彫刻を手掛けている。

参考文献

- ①『社地間敷取調書上帳』明治 3 年（1870）12 月（中之条町所蔵）
- ②『神社明細牒』明治 10 年（1877）7 月 12 日（中之条町所蔵）
- ③『諏訪神社取調表』明治 10 年（1877）7 月（中之条町所蔵）
- ④『中之条町誌 第 1 巻』中之条町役場、昭和 51 年（1976）3 月 20 日
- ⑤『吾妻郡社寺録』西毛新聞社、昭和 53 年（1978）1 月 20 日
- ⑥『中之条町誌 資料編』中之条町役場、昭和 58 年（1983）11 月 25 日
- ⑦『重要文化財 新勝寺三重塔修理工事報告書』新勝寺、昭和 59 年（1984）3 月
- ⑧『中之条町広報』昭和 62 年（1987）11 月 1 日
- ⑨『松本市重要文化財 旧念来寺鐘楼調査報告書』松本市教育委員会、平成 22 年（2010）3 月 31 日

3) 指定理由

①町の歴史を物語るランドマークである

神社の始まりとなった天王宮は越後から勧請され、当時開かれていた六斎市の市場の神（市神）としての歴史を持ち、広く信仰を集め、現在は吾妻東部地区の英霊を祀る。当建物は中之条町の歴史を物語るランドマークである。

②神社本殿建築の年代判定の指標となる建物である

群馬県の神社本殿の装飾化の発展過程をみると、江戸初期は中世までの流れを引き継ぎ、軒下の彩色に留まっていたのが、中期に入ると壁面まで彩色が及び、後期に入ると基壇が高くなり彩色と彫刻が床下にまで及ぶ。一方、19世紀に入ると彩色なしの素木造が増える。当建物は建造年代が明らかであり、彫刻による本殿の装飾の発展過程が分り年代判定の指標となる建物である。

③群馬県の神社本殿建築の装飾化の到達点を示す建物である

当建物は軒裏を垂木でなく彫刻板とし、特に彫刻を多用する装飾建築の究極的な姿を示しているといえよう。建築に付随した彫刻というよりは、建築より彫刻が主張する彫刻の建築の外観を呈する。櫓の素木造とし立体的で木目を活かした精緻な彫刻は生き生きとした表現で見る人を圧倒する。

管見であるが、群馬県内において、軒まで彫刻施す本殿建築は、当建物のほか月夜野神社本殿〔みなかみ町月夜野、寛政4年（1792）、彩色あり、町重文〕、赤岩神社本殿〔中之条町赤岩、文政2年（1819）、彩色あり、重伝建「中之条町六合赤岩」地内〕、烏子稻荷神社本殿〔高崎市上小塙町、18世紀後半、素木造、市重文〕、稻荷神社本殿〔沼田市善桂寺町上原、嘉永5年（1852）、彩色あり〕の4棟である。

なお、軒裏を彫刻板とする建物として、今まで全国的によく知られていたのが正徳2年（1712）の新勝寺三重塔（国重文、千葉県成田市）である。しかし、参考文献⑦・⑨によれば旧念来寺鐘楼（長野県宝、長野県松本市）は宝永2年（1705）であり、既往研究による18件（新勝寺三重塔、念来寺鐘楼を含む）からみて最古級であると記している。また、同文献によれば厨子や模型を除くと多くは寺院建築の塔・鐘楼・経蔵などであり、神社建築としての最古は文政6年（1823）頃の春日神社本殿（山梨県鳴沢村）としている。

群馬県の彫刻を多用した神社建築をみると、一般的な傾向として19世紀前期までは彩色を施し、それ以降になると素木造多くなり、また両者の併用も若干見られる。当本殿は素木造とする。彩色を施した寛政4年（1792）の月夜野神社本殿の彫刻と比べると、月夜野神社本殿は題材の扱いがダイナミックで大振りなのに対して、大國魂神社本殿は表現が細密で鋭く、彫刻としても優れ、彫刻を多用した装飾建築の到達点を示す遺構といえよう。中世の遺構がたった1件、桃山期は数件でほとんどが江戸期の遺構しか現存しない群馬県において、時代が下り江戸末期の建造であるが、群馬県の神社建築を代表する遺構の一つであると考えられる。

[指定基準]

群馬県指定重要文化財の指定基準第7号の（3）（5）に該当する。

第1 群馬県指定重要文化財の指定基準

7 建造物の部

（3）歴史的価値の高いもの

（5）流派的又は地方的特色において顕著なもの

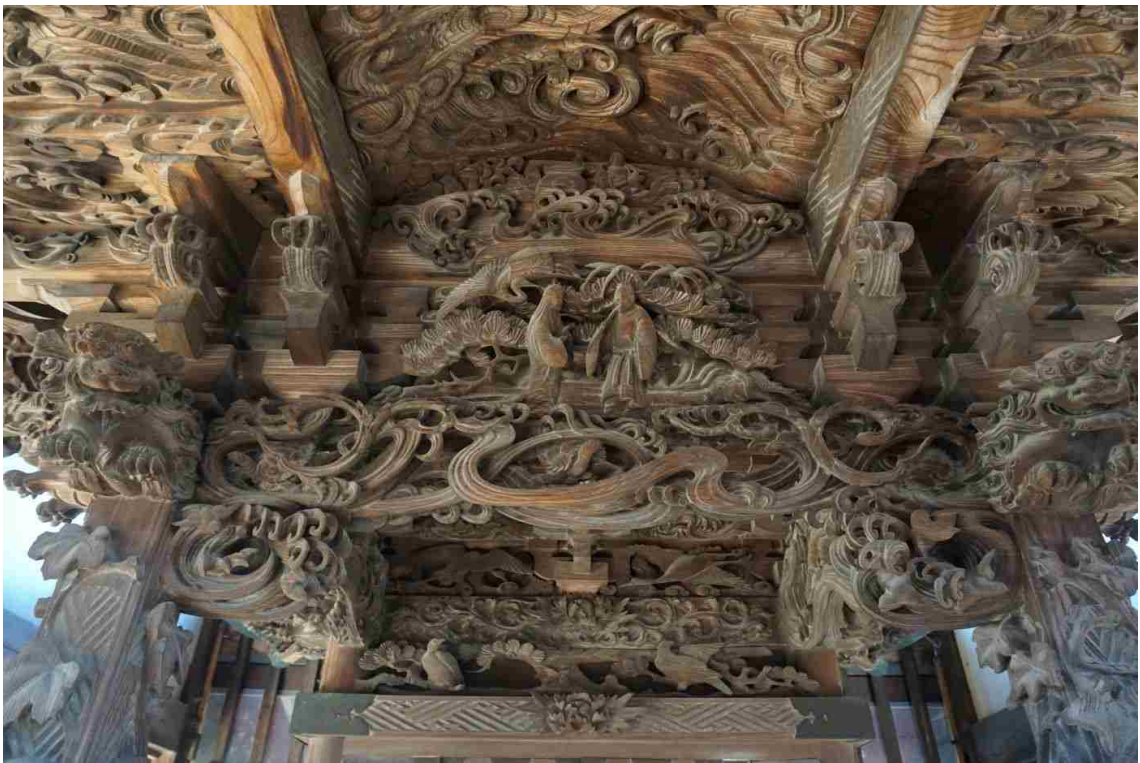
本所見は群馬県文化財保護審議会 建造物専門部会長の村田敬一が作成し、建造物専門部会での調査・協議により修正・加筆を行った。



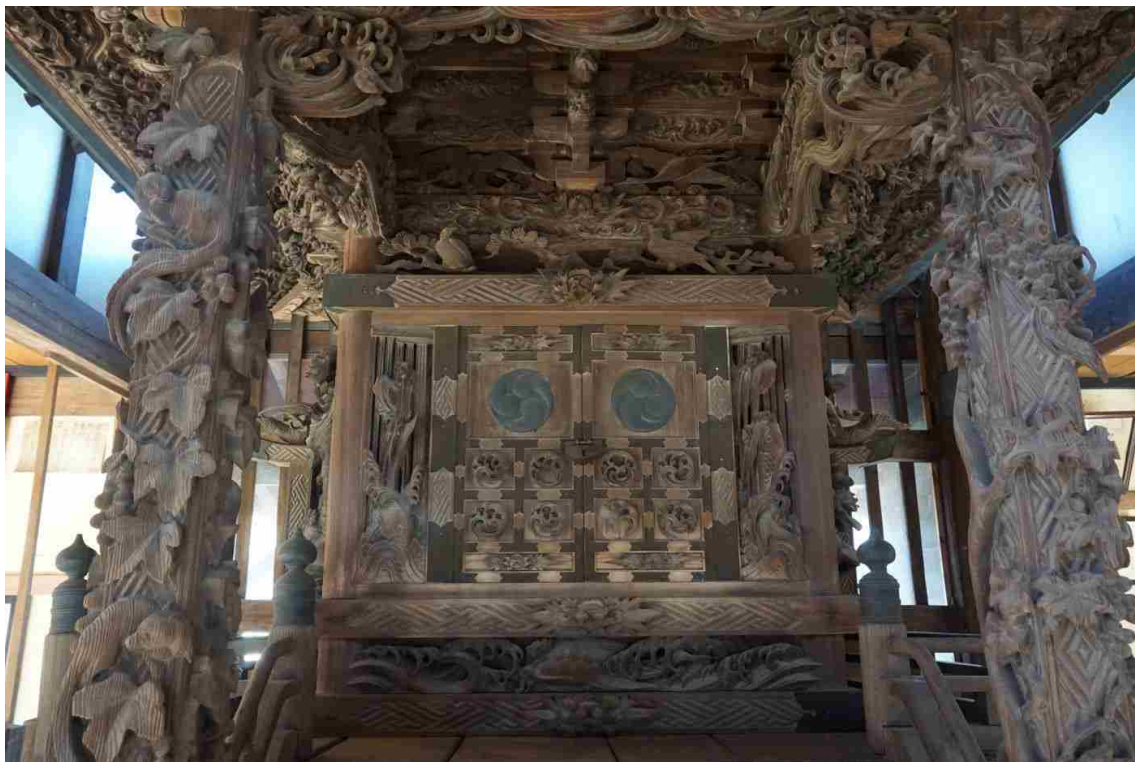
本殿 全景



本殿上部 正面



向拝装飾



扉裝飾



大羽目彫刻（西側面）



大羽目彫刻（東側面）



大羽目彫刻（背面）



腰羽目彫刻（東側面）



腰羽目彫刻（西側面）



腰羽目彫刻（背面）



本殿上部 西側面



組物及び軒裏彫刻（東側面）



海老虹梁（東側面）



軒裏彫刻



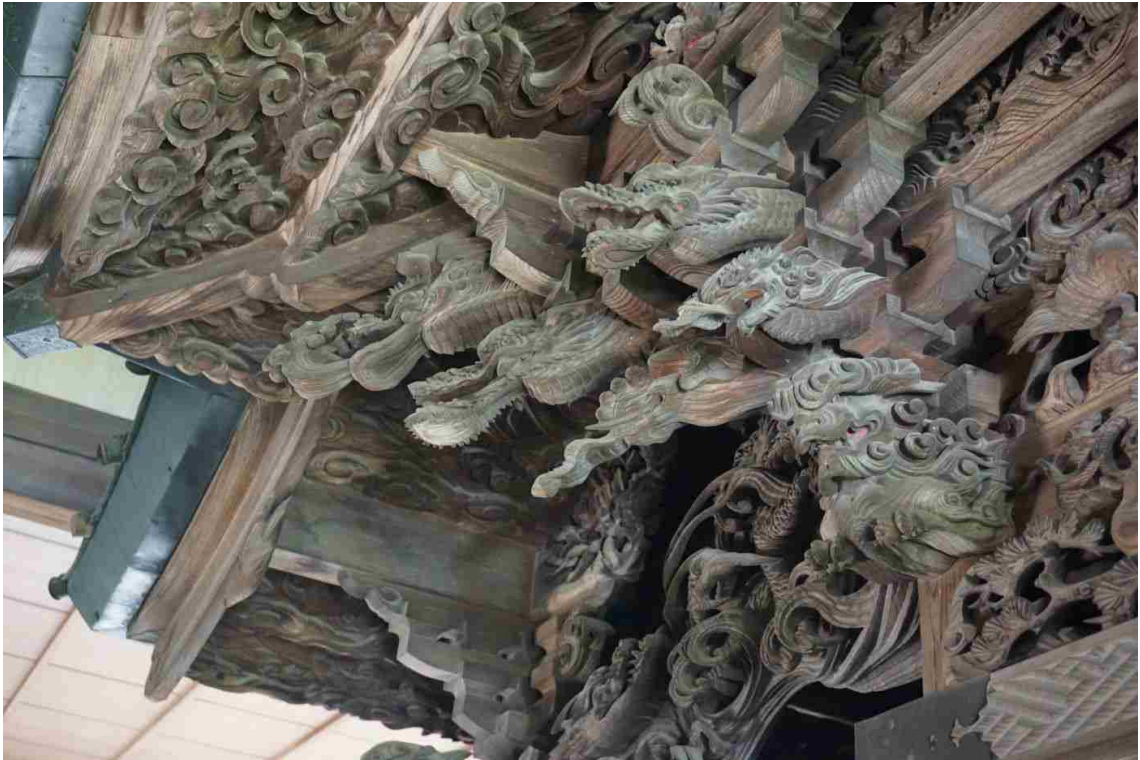
脇障子（西側：張良、東側：黃石公）



本殿下部（西側面）（縁葛の牡丹に彩色）



海老虹梁（西側面）（口・眼にのみ彩色）



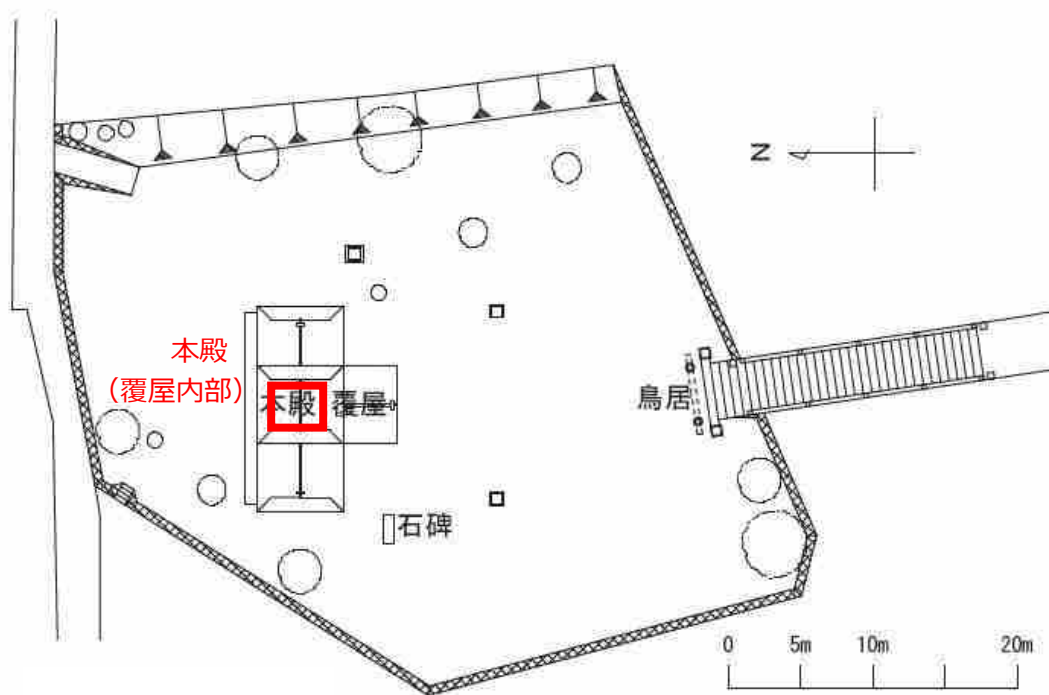
木鼻・尾垂木彫刻（口・眼にのみ彩色）



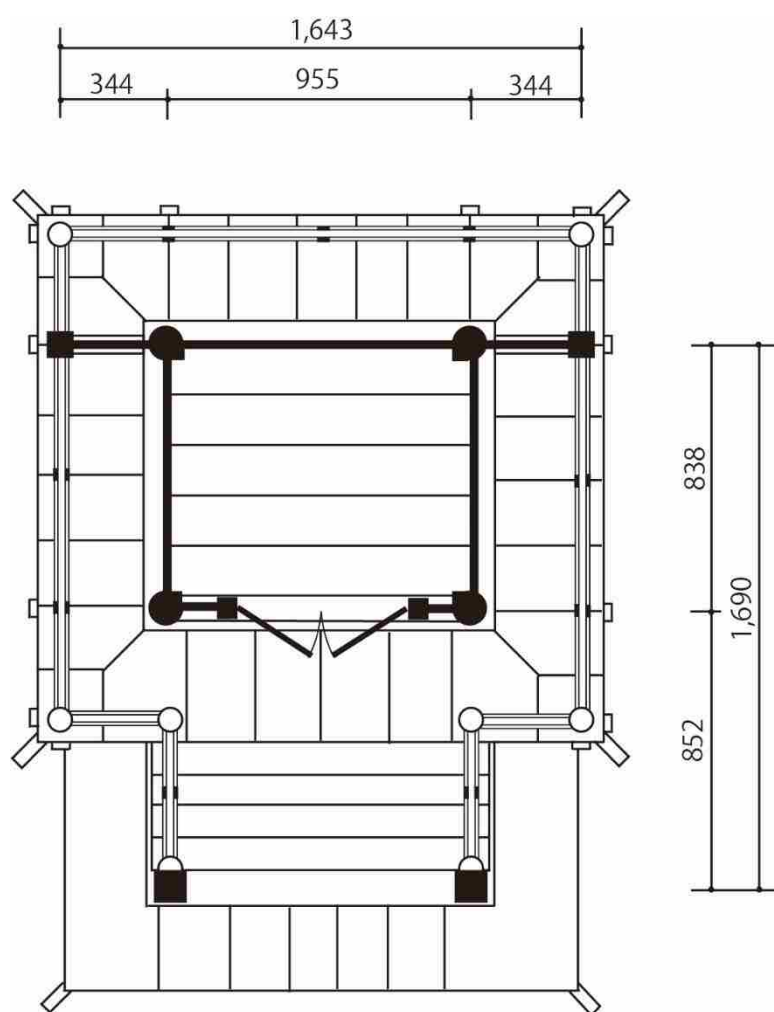
【参考】大國魂神社 覆屋外観



大國魂神社 位置図



大國魂神社 境内図



大國魂神社 本殿 平面図